

資料 6

水濁基準値案と水濁 PEC の関係について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水質汚濁に係る登録基準値（水濁基準値）と水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料 5 参照。）

（基準値設定剤）

（単位：mg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
グルホシネート及び グルホシネート P ナ トリウム塩	0.024	0.00765		0.000170		0.0078

（再評価対象剤）

（単位：mg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
プレチラクロール	0.047 (同上)	0.016 (同上)		対象外 ^{※2}		0.016 (同上)
			0.00019	対象外 ^{※2}		0.00019
プロパモカルブ塩酸塩	0.31 (0.77)	対象外 ^{※1}		0.00174 (0.00273)		0.00174 (0.00273)
ペントキサゾン	0.61 (同上)	0.012 (同上)		対象外 ^{※2}		0.012

網掛け：水濁基準値案の 10 分の 1 を超える PEC

注：括弧内は前回審議での値

※1 使用方法から水田使用には該当しないため

※2 使用方法から非水田使用には該当しないため

2. 基準値設定後の対応

グルホシネートについては、水田 PEC_{Tier1} が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認された。

プレチラクロールについては、水田 PEC_{Tier1} が、水濁基準値案の 10 分の 1 を超過することから、水田 PEC_{Tier2} を事務局で算出した。その結果、水濁 PEC_{Tier2} が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることを確認した。

プロパモカルブ塩酸塩については、水濁 PEC_{Tier1} が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認された。

ペントキサゾンについては、水濁 PEC_{Tier1} が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認された。

従って、いずれも、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

参考：モニタリングの状況

プレチラクロールについては、平成 16 年度から平成 29 年度、平成 31 年度から令和 5 年度に実施された農薬残留対策総合調査によれば、検出された最高濃度は 0.00778 mg/L であり、水濁基準値（0.047 mg/L）を上回っている地点はなかった。また、平成 27～令和 4 年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた 26,624 地点中、82 地点で検出されたが、検出された最高濃度は 0.0021 mg/L であり、水濁基準値を上回っている地点はなかった。これまでに実施された公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

プロパモカルブ塩酸塩については、これまでに実施された農薬残留対策総合調査、水道統計、公共用水域測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

ペントキサゾンについては、平成 17 年度から平成 19 年度、平成 23 年度に実施された農薬残留対策総合調査によれば、検出された最高濃度は 0.00059 mg/L であり、水濁基準値（0.61 mg/L）を上回っている地点はなかった。これまでに実施された水道統計、公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。